

施策 4

共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

千葉県教育委員会ホームページ
「特別支援教育」

- ・発達障害の可能性のある子どもへの支援
- ・すべての教員に求められる特別な教育支援
- ・高等学校における「通級による指導」
- ・早期からの教育相談
- ・「個別の教育支援計画」の
手引

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kbs/kyouiku/gakkou/tokubetushien/index.html>

千葉県教育委員会ホームページ
「特別支援アドバイザー事業」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/adobai/iza/index.html>

(1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

- ・障害のある幼児児童生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進める。

地域で共に学び育つ教育の推進

- ・特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒たちへの理解を深める啓発活動等の取組を一層進める。
- ・学校や地域の実態に基づき、“よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る”という理念を学校と社会が共有し、新しい時代に求められる資質・能力を明確にした教育課程を編成する。

合理的配慮の充実と基盤的環境整備の推進

- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の教育指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるとともに、進級・進学の際の引継ぎに活用する。
- ・「合理的配慮事例集」の活用を図る。

学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

- ・障害のある幼児児童生徒に対して、専門性の高い外部人材や地域の教育資源を有効に活用し、教育内容や方法の工夫充実を図る
(小・中・高・特)

高等学校における特別支援教育の充実

- ・校長を責任者として学校全体の特別支援教育体制の充実に努める。
- ・特別支援アドバイザー、県専門家チーム、特別支援学校のセンター的機能を活用し、個々の状態等に応じた指導の充実を図る。
- ・障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するために「通級による指導」の充実を図る。
- ・「合理的配慮事例集～発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～」の活用を図る。
(高)

ICTを活用した教育の推進

※施策1-(4)と同様

- ・ICTを活用することにより、距離や移動手段等の制限を受けることなく、幅広い児童生徒と交流及び共同学習を実施することができる。障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となるように努める。
(小・中・高・特)
- ・入院などの事情を抱える児童生徒がICTを活用して授業を効果的に受けることができる仕組みや教育課程の内容、指導と評価の方法等について、小・中学校及び高等学校等との連携を含めた児童生徒の学習の機会の保障に努める。
(小・中・高・特)

千葉県教育委員会ホームページ
「障害の可能性のある児童・
生徒及び関係者への支援」

https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubet_sushien/shien-index.html

千葉県教育委員会ホームページ
「早期相談支援リーフレット」

https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubet_sushien/soukisoudan.html

特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の活用

- ・一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対するきめ細かな教育の充実を図る。(特)
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、各学校・園における特別支援教育の充実を図る。(幼・小・中・高)

様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実

- ・地域のセンターとしての役割を果たすために、特別支援教育に関する専門性の向上に努める。(特)
- ・医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等の全ての学校に在籍する医療的ケア児受け入れに必要な体制準備を行う。

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

- ・特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら、障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図る。

早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

- ・学校が作成する相談・支援のリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関や民間団体、NPOとの連携状況やその効果を紹介する。また、市町村教育委員会と連携し、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施し、教育相談・発達相談の機会の充実を図る。(特)

適切な就学の相談支援の充実

- ・幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力するなど適切な就学の支援を行う。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談に努める。

(特)